

1. 竹島周辺海域における韓国海洋調査船の航行

～事案の概要～

- ◆ 2月15日、竹島周辺の我が国領海内において、韓国の海洋調査船「TAMGU 21」の航行を確認。
- ◆ 同日、一旦我が国領海を出域し、日韓地理的中間線の韓国側への通過を確認するも、17日、再度我が国領海内を航行中の同調査船を確認。
- ◆ 18日、同調査船は我が国領海を出域、日韓地理的中間線の韓国側への通過を確認。



船名:「TAMGU 21」
所属:国立水産科学院
船籍港:釜山
総トン数:999トン
長さ:61.4メートル

～我が国の対応～

- ◆ 現場海域においては、海上保安庁の巡視船により、繰り返し行動確認及び注意喚起を行うとともに、継続的に警戒監視を実施。
- ◆ 15日及び18日、東京、ソウル双方のルートで、仮に我が国の領海又はEEZにおいて、我が国の事前の同意なく海洋調査を行ったのであれば受け入れられない旨強く抗議。

15日(東京) 外務省北東アジア第一課長代理⇒在京韓国大使館参事官

(ソウル) 在韓大参事官⇒外交部東北アジア1課長代理

18日(東京) 外務省北東アジア第一課長⇒在京韓国大使館参事官

(ソウル) 在韓大参事官⇒外交部東北アジア1課長

2 竹島周辺海域における無断採泥とみられる事案

～事案の概要～

ソウル国立大学等が発表した論文によれば、韓国当局が数年前、竹島の領海を含む周辺海域で採泥などの調査活動を行ったとのことである。

～我が国の対応～

東京、ソウル双方のルートで、仮に我が国の領海又はEEZにおいて、我が国の事前の同意なく海洋調査を行ったのであれば受け入れられない旨強く抗議。

19日(東京) 外務省北東アジア第一課長⇒在京韓国大使館参事官

(ソウル) 在韓大参事官⇒外交部東北アジア1課長